

MUKTA 会員、アップグレード会員に関する「利用規約」

1. 名称及び所在地

本スタジオの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本スタジオ」といいます)

2. 運営

本スタジオの運営・管理(メンバー資格の得喪変更、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)はヨガスタジオ MUKTA が行います。

3. 目的

本スタジオは、入会されたメンバーが本スタジオ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位あるヨガ(運動)ライフをエンジョイすることを目的とします。

4. 入会資格

MUKTA 会員および、アップグレード会員に入会できる方は、別に定める各メンバー種類の各要件を満たし、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「メンバー」といいます)

5. 入会手続

入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。

6. メンバー種類及び会費、入会金

MUKTA 会員(回数券利用)、アップグレード会員(ゴールド会員、シルバー会員)、入会金(税別)

メンバーは、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。(会費は、メンバーが本スタジオのメンバー資格を有する限り、現実に本スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

7. 支払方法

MUKTA 会員: 現金またはクレジットカード決済 (Square 株式会社)

アップグレード会員: クレジットカード決済 (株式会社エキスパート)、支払時期に関しては各クレジットカード会社が定める日とする。

8. 入会・商品の引渡時期

当社所定の手続き終了後(店頭での利用者承認後)、直ちにご利用いただけます。ただし、入会日が月初(1日)以外の場合は残り日数を日割りし現金での支払い後、手続き完了となりご利用いただけます。

9. 返金・不良品について

お支払いいただいた入会時諸費用は、理由の如何に関わらずご返金できません。また、退会、除名に伴う返還(返金)に関しては、当社所定の会員規定、及び、当社が指定する集金代行会社の規定に基づきます。水素水用のボトルに関しての不良品は、商品受け渡し後 8 日以内に店舗までお持ちください。新しいボトルと交換いたします。

10. 資格停止及び除名

本スタジオは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認められた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 二 本スタジオの施設を故意に毀損したとき。
- 三 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。
- 四 本スタジオの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

八 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。

九 その他本スタジオが、社会通念に照らし、メンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

11. メンバー種類の変更

メンバーは、各月の 10 日までに本スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。10 日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。

12. アップグレード会員の退会

メンバーは、各月の 10 日までに本スタジオに所定の退会届（変更届）を提出することにより、その月末限りで MUKTA 会員へ変更することができます。電話等口頭での変更は受け付けません。10 日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届（変更届）を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。休会制度はございませんのでその場合はメンバー種類を変更し会費支払いの変更をおこなってください。

13. 施設の廃止・利用制限等

本スタジオは、次の事由により一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

14. メンバーの利用及び事故、責任

- ①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。
- ②本スタジオは、メンバーが本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、責任は負いません。またメンバー同士のトラブルについても同様とします。
- ③メンバーは、本スタジオにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

15. 変更事項

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

16. 諸費用の改定

本スタジオは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

17. 細則

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本スタジオが定めるものとします。

18. 改定

本規約の改定及び変更は本スタジオにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本スタジオが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

19. 附則

本規約は 2017 年 9 月 1 日より施行します。

20. 名称及び所在地

ヨガスタジオ MUKTA（代表 磯部卓志）
三重県鈴鹿市三日市町 1023-4 有希ビル 3 階